

事務連絡事項

▶ 登録認定機関の略称の一部取下げについて

JASマークの下部に表示する「登録認定機関名の略称」について、現在、当センターでは、以下の3つを登録（農林水産省に届出）しております。

- ❖（財）自然農法センター
- ❖（公財）自然農法センター
- ❖ 自然農法センター

この3つの略称のうち、「（財）自然農法センター」については、**2018年12月末日**を目途に登録を取下げることと決定いたしました。当センターは、2012年4月1日に公益財団法人に移行しており、また、公益法人法改正（2008年12月）から7年が経過し、現在、「（財）」を使用している組織が見られないことなどを踏まえて、今回の決定を行いました。

つきましては、2019年からは、略称として、「（財）自然農法センター」は使用できなくなりますので、現在、この略称を使用している事業者の皆様におかれましては、改版等を行ってください。

▶ 認定手数料の請求時期について

現在、認定手数料の請求は、年次調査の結果通知の送付と併せて行っておりますが、今後は、判定業務の円滑化を図る目的で、検査又は調査を実施後、概ね1ヶ月以内に請求することとさせていただきます。

これは、現在の方法では、結果通知の送付が遅れると、請求書の送付一緒に遅れることになり、判定が終了した時点で、手数料の納付が確認できない事業者が発生しているためです。今後は、結果通知の送付と請求書の送付を分け、この問題の解決を図りたいと考えております。

▶ 認定証等の複写について

出荷先等へ、認定証等のコピーを提供する際は、提供するコピーへ、必ずコピー（複製）である旨を明記してください。また、コピーは付属する書類全てについて行ってください。（認定合意書第19条）

付属する書類とは、認定証、認定継続確認書、認定事項一覧です。年次調査の判定結果通知の別添文書は、付属する書類に含めなくても構いません。

補助金の申請のために役場等にコピーを提出する際も例外ではありませんので、提出する認定証等のコピーには、必ずコピー（複製）である旨を明記してください。